

資料編

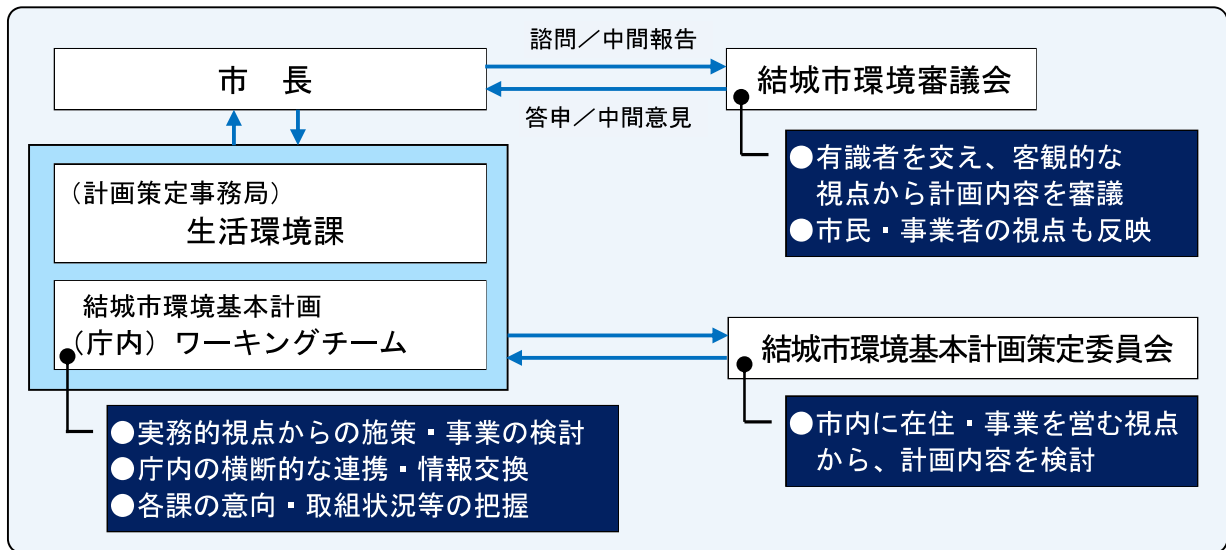
資料編

1 計画策定の経過

(1) 会議等の開催

日 程	会 議 等	内 容
2019年(令和1年) 11月8日～ 11月29日	環境に関するアンケート調査 (市民、事業者、児童・生徒)	市民：1,500人(回答率33.5%) 事業者：450社(回答率31.1%) 児童・生徒：830人
2020年(令和2年) 1月31日	第1回環境審議会	第2次結城市環境基本計画の策 定方針(案)について
2020年(令和2年) 2月17日	第1回環境基本計画策定委員会	第2次結城市環境基本計画の策 定方針について
2020年(令和2年) 2月25日	第1回庁内ワーキングチーム会議	第1次結城市環境基本計画の進 捗状況について
2020年(令和2年) 4月14日	第2回庁内ワーキングチーム会議	第1次結城市環境基本計画の進 捗状況と第2次結城市環境基本 計画の環境指標、主要施策、取り 組みについて
2020年(令和2年) 4月28日	第2回環境基本計画策定委員会 (書面会議)	第2次結城市環境基本計画 (骨子案)について
2020年(令和2年) 5月15日	第3回庁内ワーキングチーム会議	第2次結城市環境基本計画 (素案)について
2020年(令和2年) 6月1日	第3回環境基本計画策定委員会	
2020年(令和2年) 6月19日	第2回環境審議会	
2020年(令和2年) 7月21日	第4回庁内ワーキングチーム会議	第2次結城市環境基本計画(案) について
2020年(令和2年) 8月7日	第4回環境基本計画策定委員会	
2020年(令和2年) 9月29日	第3回環境審議会	
2020年(令和2年) 10月15日～ 11月13日	パブリックコメント実施	
2020年(令和2年) 12月8日(予定)	第4回環境審議会	パブリックコメント実施結果と 第2次結城市環境基本計画(案)、 答申書について
2021年(令和3年) 1月下旬(予定)	●答申	

(2) 計画策定の体制



(3) 結城市環境審議会名簿

役 職	氏 名	団 体 名 等
会 長	稲葉 敏次	結城市環境衛生協議会
副 会 長	谷田 庄司	結城リサイクル協同組合
委 員	安藤 泰正	結城市議会議員
委 員	伏木 正進	知識経験者
委 員	小篠 真孝	結城市工場協会
委 員	野口 美知子	結城商工会議所女性会
委 員	萱野 隆英	結城市自治協力員連合会
委 員	鈴木 こと	結城市民生委員児童委員協議会
委 員	石川 浩	市民一般公募
委 員	中田 芳江	市民一般公募

(4)策定委員会名簿

役 職	氏 名	機関・団体名
委 員 長	中条 美智子	市民団体 ゆうき女性会議
副 委 員 長	岩崎 俊彦	茨城県地球温暖化防止活動推進員
委 員	奥本 威	事業所関係 ユニバーサル製缶(株)結城工場
委 員	内藤 遵	事業所関係 アグロカネショウ(株)結城事業所
委 員	初見 寿秋	商業関係 (有)初美
委 員	久須美 伸介	商業関係 久須美輪業
委 員	浅野 洋二	結城商工会議所
委 員	生井 正	北つくば農業協同組合
委 員	海老澤 功	市民団体 結城里山の会
委 員	知久田 博文	市民団体 公達町内会
委 員	神山 美智子	公 募
委 員	川上 芳郎	公 募
委 員	栗田 昭三	公 募



2 関係例規

(1)結城市環境基本条例

平成 24 年 12 月 27 日 条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本的施策等

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画等(第 9 条～第 12 条)

第 3 節 基本施策(第 13 条～第 21 条)

第 3 章 推進体制(第 22 条～第 25 条)

付則

私たちのまち結城市は、鬼怒川と結城台地の緑豊かな自然と環境に恵まれ、歴史と伝統が残された潤いと安らぎのあるまちである。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴って、環境問題も深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っていると同時に、限りある環境資源の中で自然と人間とが共生する環境負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、環境に配慮し市民が健康で安全かつ快適に過ごせるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継がなければならない。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければならない。
- (3) 市民、事業者及び市が、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行わなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、所有権その他の財産権を尊重しつつ、公益との調整を図り、市民及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光その他の目的で本市に滞在する者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、

総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性を確保し、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のような緑化を推進し良好な都市環境を創造すること。
- (4) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない生活文化を形成すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市民及び事業者の自発的な活動を促進し、市民、事業者、市及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、結城市環境審議会条例(平成11年結城市条例第13号)に規定する結城市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画の変更)

第10条 市長は、社会情勢その他の理由により環境基本計画の変更を行う場合については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告及び公表)

第12条 市長は、毎年度、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3節 基本施策

(規制的措置)

第13条 市は、環境を保全し、及び公害を防止するため、その公害の原因となる行為に関し法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定められた範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第14条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

2 前項の環境の保全及び創造に関する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量及び適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

(森林、緑地、水その他の環境の保全及び創造)

第15条 市は、森林、緑地、水その他の環境を保全するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 人と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全に必要なこと。
- (2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要なこと。
- (3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこと。

(良好な都市環境の保全及び創造)

第16条 市は、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のような緑化を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (2) 歴史的文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い快適な環境を創造すること。
- (3) 全市的な緑化の推進を図ることにより、都市と田園との調和のとれた公園のような快適さと美しさを備えた環境を創造すること。

(循環型社会への促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に取り組むものとする。
- 3 市は、廃棄物不法投棄の防止を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市民、事業者及び市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境教育等の促進)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、学習を促進することにより、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働の促進)

第20条 市は、環境基本計画に基づき、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するための行動を市民等と協働して行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第 21 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めたときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 推進体制

(情報の収集及び調査研究)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究を実施し、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、検査等の体制を整備するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の推進については、国、他の地方公共団体等と協力するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 25 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)結城市環境審議会条例

平成 11 年 3 月 30 日 条例第 13 号

(設置)

第 1 条 環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、結城市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 関係機関及び団体の代表者又は役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験者
- (4) 事業所の代表
- (5) 住民組織の代表
- (6) 公募による市民

(平 21 条例 11・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前条の規定にかかわらず、前条第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に基づき委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。この場合において、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の名称、担任事項及び部会長の選任方法等は、審議会が定める。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員及び関係機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、委員会の会務を処理し、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経済環境部生活環境課において処理する。

(平12条例3・令2条例2・一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月30日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月26日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 『第2次結城市環境基本計画』についての諮問と答申

写

結城市諮問第2号

令和2年9月29日

結城市環境審議会

会長 稲葉 敏次 様

結城市長 小林 栄

第2次結城市環境基本計画策定について（諮問）

第2次結城市環境基本計画の策定にあたり、結城市環境審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第2次結城市環境基本計画（案）について

2 諮問理由

本市では、2020年度（令和2年度）を目標年次とする「結城市環境基本計画」を2013年（平成25年）3月に策定し、目指すべき環境像を「みんなで育む ふるさとの環境 自然と伝統が織りなすまち 結城」として、その実現のため各種環境施策を実施してきました。

近年、地球温暖化による影響は深刻さを増し、異常気象や集中豪雨などによる被害が頻繁に起きており、気候変動に対する緩和と適応が求められています。また、資源の有効活用や生物多様性保全の重要性が高まるなど、環境を取り巻く社会情勢は日々変化しています。

このような状況の下、将来世代の子どもたちに本市の恵まれた自然環境を引き継いでいくため、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10年間を計画期間とする「第2次結城市環境基本計画」の策定に関し、本計画（案）を策定いたしましたので、貴審議会の意見を求めるものです。

令和3年1月26日

写

結城市長

小林 栄 様

結城市環境審議会

会長 稲 葉 敏 次

第2次結城市環境基本計画策定について（答申）

令和2年9月29日付け結城市諮問第2号で当審議会に諮問された第2次結城市環境基本計画（案）について、慎重な審議を重ねた結果、適切な計画であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 市民、市民団体、事業者などに対して、理解と協力が得られるよう環境に関する情報を積極的かつ継続的に発信し、行政と一体となった協働のまちづくりの実現に努めてください。
- 2 施策・事業の実施にあたり、社会情勢の変化や環境指標の状況などを勘案し、予算措置を十分に検討したうえで、必要に応じて見直しをしてください。
- 3 施策・事業の早期実現を図るため、環境施策に関連する部局が相互に連携し、相乗効果を生み出す取り組みを着実に推進してください。
- 4 適切な進行管理を実施するため、Plan（計画）・Do（実施）・Check（点検・評価）・Action（見直し）サイクルに基づき継続的な改善に努めてください。

用語集

【あ行】

●ISO14001 (International Organization for Standardization)

環境マネジメントシステム (Environmental Management System) のことです。企業や工場を取り巻く全ての人 (住民、利害関係者)、もの (水、空気など) に与える環境影響を明確にし、悪影響を解決していくためのシステムを言います。

●一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成り立っています。

●イノベーション (Innovation)

新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すことを言います。外来語であり、「技術革新」「新機軸」と日本語で訳されます。

●エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取り組みや、そうした取り組みのもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

●エコ・ショップ認定制度

環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を、市が認定するものです。

●エコ事業登録制度

事業所の規模や業種に関わらず、環境にやさしい取り組みを行う事業所を、茨城県が「茨城エコ事業所」として登録して、広く県民に紹介するものです。

●エコハウス

国土交通省が普及を進めているプログラムのひとつで、環境への負荷を抑えるため

の省エネルギーや再生可能エネルギーの使用、資源の再利用、廃棄物の削減などの対策を講じた住宅のことを言います。屋上緑化や雨水の再利用、太陽光・風力エネルギーの利用、ごみの減量などがあります。

●エコフィード（Eco-feed）

食品残さなどを利用して製造された飼料のことです。

●SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国連目標です。人間がずっと地球に住み続けられるように開発・発展するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

●エンパワーメント（empowerment）

人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させることです。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあり、地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

●可燃残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼え残り、すなわち未燃分のことです。

●環境家計簿

家庭で消費する電気・ガス・灯油・ガソリン・水道などのエネルギーのCO2排出量を算出するものです。毎月、家庭でどのくらいCO2を排出しているか、データを積み重ね、ムダなエネルギー消費やCO2の削減につなげることができます。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準です。大気、水（地下水を含む）、土壌、騒音の目標が法令に基づき定められています。

●環境コミュニケーション

事業者が実施している環境負荷低減活動や環境保全対策などについて、市民や行政との対話を通じて伝えていくことです。

●環境美化パートナーシップ事業

身近な地域の道路や緑地など公共的な場所を、市民団体などが継続的にボランティアで清掃・除草などの環境美化活動に取り組み、市は必要な支援を行うことにより、市民や事業者と市が協働して「きれいな“まち”をつくろう」という事業です。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、昭和63年（1988年）に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●グリーンな経済システム

持続可能な発展を達成する経済の組織や体系のことで、社会的公平性、とりわけ貧困削減に重点をおいていることに特色があります。

●グローバル パートナーシップ（Global Partnership）

地球規模の協力関係のことで、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のために提携することを言います。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

COPとは、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年（2015年）に21回目の会議がパリ（フランス）で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●3R活動

3R活動とは、ごみの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

- ・リデュース（Reduce）とは、ごみの量を減らすことです。
- ・リユース（Reuse）とは、ものを再利用することです。
- ・リサイクル（Recycle）とは、ごみを資源として新しい製品を生み出すことです。

●酸性雨

車の排気ガスには、硫黄酸化物や窒素酸化物が大量に含まれており、これらの酸化

物が雨に混じると酸性に変化します。これが酸性雨です。

●ジェンダー (Gender)

身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のことです。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示します。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 Agenda)

国連が令和12年(2030年)までの新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核としています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環共生型の社会

「低炭素」・「資源循環」・「自然共生」施策の統合的アプローチによって、「環境」・「経済」・「社会」の統合的向上を目指す考え方のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●スマートメーター

スマートメーターとは電力使用量をデジタルで計測する電力量計(電力メーター)のことです。従来のアナログ式のメーターとは異なり、デジタルで電力の消費量(kWh)を測定しデータを遠隔地に送ることができ、検針員による一戸一戸の電力メーターチェックの作業が必要なくなるという大きな利点があります。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃の暗所で5日間培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のことです。採水当日の酸素量と5日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となります。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性センター

環境省自然環境局に置かれる機関です。生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性に関する調査、情報発信、普及・啓発などを主たる業務としています。

【た行】

●ダイオキシン類

ものの焼却の過程などで副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量のごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥などに蓄積しています。

●太平洋岸式気候

日本の太平洋側における気候を言います。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことを言います。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など、様々な団体が活動を行っています。

●地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観などの地

域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化などの環境的要因によるものであるといわれています。

●低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物および一酸化炭素・二酸化炭素など）の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車のことです。通称はエコカー（eco car）。

●低燃費自動車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

●特定外来種

外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、又はその可能性があると考えられる生物のことです。特定外来生物被害防止法に基づき指定されます。

【な行】

●ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を略してZEH（ゼッチ）と呼んでいます。

家の断熱性を高めたり、省エネ機器を導入したりすることで使用するエネルギーを減らすと同時に、太陽光発電などでエネルギーを創り出すことによって、エネルギーの収支をゼロ、もしくは作り出すエネルギー量の方が多い状態を目指す住宅のことです。

【は行】

●パリ協定 (Paris Agreement)

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を参照してください。

●ビジネス・コンティニューティプラン (BCP Business Continuity Plan)

一般に、災害発生時において、企業が中核業務(特に重要視され注力される業務のことです)を持続させることを「ビジネス・コンティニューティプラン(業務継続計画)」といいます。

●ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)

BEMS(Building and Energy Management System、日本語では「ベムス」と読まれます)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指します。

●P R T R制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

これまで市民のほとんど目にする事のなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度のことです。

●不燃残渣

不燃ごみから可燃物、資源物、処理不適物などを除去したもののことです。

●ふるさと体験事業

市内小中学生を対象に、本市の歴史や伝統、自然と触れ合う機会を提供し、結城郷土かるた取大会や野外体験教室、親子体験教室などの各種体験活動を通じ、青少年健全育成を図る事業です。

●平地林

平野部にある林のことです。先人が生活のために畑地などの開墾と併せて木を植えた人工林です。地力の乏しい土地を土壌改良するために落葉堆肥が利用されました。

【ま行】

●マイクロプラスチック (Microplastics)

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、誤食に伴う海洋生物への影響が懸念されており、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものをいいます。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

環境活動に興味のある市民の割合算出方法

市民アンケートの回答者 549 人が全ての活動項目（10 項目）に興味があり、参加希望であると考えた場合を基準とする。

$$\begin{aligned} \text{環境活動に興味のある市民の割合} &= \text{アンケート 14 「興味のある活動」の合計 (1, 074)} \div \\ &\quad \text{市民アンケートの回答者 549 人が全ての活動項目 (10} \\ &\quad \text{項目)に興味があり、参加希望であると考えた場合 (549} \\ &\quad \times 10) \\ &= 19.6\% \end{aligned}$$



第2次 結城市環境基本計画

令和3年3月発行

■発行/結城市

■編集/結城市経済環境部生活環境課

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

TEL 0296-32-1111 (代)

<http://www.city.yuki.lg.jp>



※この冊子は環境に配慮したインク及び用紙を使用しています。